

特定非営利活動法人 沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい
理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい(以下「当法人」という。)の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事全員は、当法人を代表する。

2 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより職務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事は、理事の代表として、当法人の業務を統括して管理する。

(副代表理事)

第5条 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(業務執行理事)

第6条 業務執行理事は、常務理事とする。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

職務	決裁権者		
	代表理事	副代表理事	常務理事
事業計画及び予算の案作成に関すること	◎	○	○
事業報告及び決算の案の作成に関すること	◎	○	
人事及び給与制度の立案に関すること	◎	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	◎	○	○
書面による契約金額の範囲内の実行	◎	○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出（一万円以上）	◎	○	
研修会等の事業実施に関すること	○		◎
職員の教育・研修に関すること	◎		○
福利厚生（役員含む）に関すること	○		◎
金融機関を指定すること	◎		
寄付に関すること	◎	○	
訴訟に関すること	◎	○	
外部に対する重要文書の発簡	◎	○	
外部に対する上記以外文書の発簡	◎	○	